

# 令和2年第3回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

令和2年2月13日 午後3時2分開会  
午後4時35分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 教育長 平敷 昭人 | 委 員 松本 廣嗣 | 委 員 照屋 尚子  |
| 委 員 上原 勝晴 | 委 員 山里 清  | 委 員 藏根 美智子 |

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

|           |        |          |       |
|-----------|--------|----------|-------|
| 教育管理統括監   | 儀間 秀樹  | 教育指導統括監  | 半嶺 満  |
| 参 事       | 識名 敦   | 参 事      | 當間 正和 |
| 総務課長      | 佐次田 薫  | 教育支援課長   | 横田 昭彦 |
| 施設課長      | 賀數 朝正  | 学校人事課長   | 屋宜 宣秀 |
| 県立学校教育課長  | 玉城 学   | 義務教育課副参事 | 平田 厚雄 |
| 保健体育課副参事  | 瑞慶覧 勝利 | 生涯学習振興課長 | 山城 英昭 |
| 文化財課文化財班長 | 徳里 政哉  |          |       |

## 4 議事関係

### (1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

### (2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第3号及び第4号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとすることが決定された。

### (3) 令和元年第18回議事録の承認

全会一致で、令和元年第18回議事録を承認した。

### (4) 令和2年第1回議事録の承認

全会一致で、令和2年第1回議事録を承認した。

### (5) 令和2年第2回議事録の承認

全会一致で、令和2年第2回議事録を承認した。

(6) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、松本委員を議事録署名人に指名した。

(7) 報告事項

報告事項 1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和2年度沖縄県一般会計当初予算」及び「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和2年度沖縄県一般会計当初予算」及び「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 松本委員 5ページの238番『教員グローバルアップ事業』と項目名があります。これは英語の指導力向上だからこういうカタカナが使われているのですか。
- 総務課長 英語とは限らないです。
- 松本委員 教員の指導力向上に係る研修に要する経費だと説明されていますが、教員指導力向上事業で良いのではないかですか。
- 総務課長 本年度からこの名称を使っていて、3年くらいで衣替えしていきます。内容的には似ていますが、名称を少しずつ変えています。
- 教育長 内容も全く同じではありません。事業を計画していくことについては、常に3年から5年の期間をおいて見直したあとでリニューアルしていくため、名前を変えていきます。「新」とか「緊急」とかよくついたりしますが、今回はグローバルアップということで、英語ではないですが、その名称になっています。
- 松本委員 その類の言葉ということなのですね。わかりました。
- 山里委員 4ページのバス通学費支援事業は、今いろいろと工夫されていると思います。この予算額の今後の推移はどういう感じになっていますか。
- 教育支援課長 次年度の予算につきましては、10月からの6ヶ月分を予算であげています。次年度につきましては、この額のほぼ2倍かかると試算をしています。
- 山里委員 ある程度の制度設計は出来ているのですね。この予算額が上限で、その範囲で出来るような仕組みを考えるということですか。それとも、仮に積み上げていった時にその予算額を超えるような場合は、補正などを考えるということですか。

- 教育支援課長 予算範囲内で制度設計が出来るように進めているところですが、新しい事業ですので、不測の事態が生じた場合は補正等も可能ということで財政課と調整をしています。
- 山里委員 わかりました。
- 教育長 これは年度中途 10 月頃開始の見込みです。バス事業者と調整が必要ですので、その仕組みを作ったうえでです。一定の補助が始まると流入してくるだろうと意思表示をしている皆さんも積み上げているつもりであります。その年度の調査ですので学年が一年ずれていきます。要綱上はこういう場合は補助しますよとの話があり、増減があればそれに対応していくことになると思います。
- 松本委員 一応半年分ということですか。
- 教育長 10 月を目処にスタートする見込みです。子ども生活福祉部が行っている事業も開始年度が 10 月からスタートです。バス事業者や関係者との調整が必要な部分もありますので 4 月からは厳しく、開始年度は 4 億円程度になっておりますが、それが平準化する令和 3 年度からは、課長が言ったように倍額相当になるのではないかと思います。
- 山里委員 わかりました。
- 照屋委員 2 点質問があります。1 点目は 5 ページの 234 「県立学校法律相談・研修費」について、スクールロイヤーとは違う形での運用になるのかということ。もう 1 点は 8 ページの 15 「スポーツ振興事業費」の部活動指導員について、実施市町村で予算計上ができなかったこと等による減額補正のためとありますが、非常にもったいないと思います。市町村への周知不足だったのか、なぜ市町村で予算計上出来なかったのか教えていただきますでしょうか。
- 教育長 まず 1 点目 5 ページの 234 番、スクールロイヤーからお願いします。
- 県立学校教育課長 最初の説明にあったように、最近いじめの問題や生徒指導上、または保護者からの問合せなど学校の中で対処できない問題があり、どうしても法律的な側面からアドバイスが必要ということで、いわゆるスクールロイヤー制度ということで捉えて構わないと思います。地区ごとに弁護士を配置し、相談しやすいような制度にしていきたいと思っています。弁護士協会とどういうふうにするか詰めているところです。
- 照屋委員 具体的な運用方法は今からですか。
- 県立学校教育課長 今考えていることとしては、学校から本庁に相談をあげてもらって、これが我々の中で蓄積されているものであればそこで解決できるのですが、そうでないものについては弁護士協会に相談してもらい、あとで報告を受ける。そ

のようにいろいろなトラブルについて本課としても内容を蓄積していき、学校の方にも良いアドバイスができるのではないかと考えています。また、予防的な側面として弁護士から先生方へ適切な対応についての出前講座を計画しています。

- 照屋委員 ありがとうございます。
- 教育長 次に、8ページのスポーツ振興事業費の件をお願いします。
- 保健体育課瑞慶覧副参事 当初5市村の76名で予定していたのですが、その中で1村が配置希望を取り下げ、1市が配置人数を縮小しまして、4市村52名の計画となり、その影響で減額になっています。確かに委員がおっしゃるように働きかけの部分もありますが、今回事業が立ち上げということで、市町村も要綱を整理するなど準備作業がいろいろあったため、対応が遅れた面がありました。ただ、次年度に関しては今回始まった4市村も含めて、各市町村の情報共有をしながら、現時点の予定は11市村で拡充する方向で調整を考えているところです。また、研修会等でも今回の制度の周知や内容の情報連携を進めていきたいと考えています。
- 照屋委員 ありがとうございます。
- 山里委員 今の部活動指導員についてお聞きします。実際の指導員を採用する際に、各市町村に任せているのか、または公費が使われるということですので大まかな条件を県で提示しているのか。私が知っているのは、大学生が応募して部活指導員になって大学の授業が疎かになっている面があるようです。そのようにバイト感覚で行っても良いのかということについて県側としてはどのように考えているのですか。
- 保健体育課瑞慶覧副参事 県の要綱では、資格等に関する教員免許を有しているとか日本スポーツ協会認定の指導者の資格を持っているなどの基準は設けていますが、市町村に関しては県の要綱を情報提供しながら、主体的には市町村にやっていただきます。
- 山里委員 県の要綱に従っているわけではないんですね。あくまでのひとつの参考として示しているということですね。
- 保健体育課瑞慶覧副参事 はい。市町村でも部活動指導員や外部講師などいろいろありますので、それでだと思います。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）について報告を行った。

### 【質疑等】

- 照屋委員 13 ページ下の条例定数の表の4 「市町村立小・中学校」対前年度 143名増で特別支援学級数の増によるとの理由です。一人でもいれば学級を設置できると改訂されてから鰐登りのように毎年増え続けています。校内で必要があると判断して特別支援学級を増設されていると思いますが、その時に市町村教育委員会で判断基準もあると思います。それが適正であるかのチェック機関などはありますか。
- 学校人事課長 市町村教育委員会において委員会を開いて、普通学級なのか特別支援学級なのかの判断をしているのは存じています。場合によっては、県の特別支援学校から委員の方に趣いているというのは承知しています。そういう部分からチェック機能は働いていると思います。
- 照屋委員 普通学級から特別支援学級になった児童生徒の中には、もしかしたら通常学級で合理的配慮をしたらそのままでも問題ない児童生徒や、抽出をして通級指導でも対応できると思われる生徒が中には含まれると思います。ですから適正に判断されて特別支援学級が設置されているかどうかをチェックする必要があるかと思いますのですが、それがいつも疑問です。
- 教育長 就学支援委員会は絡んでいるのですか。
- 照屋委員 それは絡んでいないと思います。それは特別支援学校への就学ですよね。
- 県立学校教育課長 小中学校に就学支援委員会がございまして、その中で保護者も交えて通常学級がいいのか特別支援学級がいいのか協議します。市町村教員委員会に配置された専門委員がいるそうで、就学支援委員会で決めた結果をこちらと合議して決定していきます。
- 照屋委員 ありがとうございます。
- 教育長 要するに、学校だけで特別支援学級が良いと勝手に決めるわけではないということですね。
- 県立学校教育課長 保護者も交えて就学支援委員会、市町村教育委員会まで相談させていただいています。
- 照屋委員 教育委員会や専門委員も交えて判断されているのですね。ありがとうございます。

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

なし

報告事項4 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例について」に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例について」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

なし

報告事項5 令和元年度実施沖縄県教育委員会職員（船員等）選考試験最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、令和元年度実施沖縄県教育委員会職員（船員等）選考試験最終合格者の報告について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 今回、機関士の応募がゼロということですが、機関士を採用しなくても運航は大丈夫なのでしょうか。
- 学校人事課長 実習船においては、機関士の採用がなくても運航できる人数を確保しています。
- 照屋委員 ありがとうございます。

(8) 議案審議

議案第1号 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則についての説明を行った。

### 【質疑等】

- 藏根委員 幼児教育班ということですが、総合教育センターにも幼児教育の業務がありますよね。そことの整合性はどうなっているのでしょうか。
- 総務課長 研修という意味で、総合教育センターでも研修をやっていただくということで、令和2年度からは総合教育センターにも一人研修生が増えています。
- 藏根委員 一人派遣ということですか。研修生が増えているのですか。
- 総務課長 いえ、職員です。研修をするための職員が増えています。
- 藏根委員 常に本庁と整合性を合わせて、本庁は全体的な予算措置など行政的なことを行っていますが、教育センターはどのようなことを行っていますか。
- 総務課長 現場のための研修を行っています。
- 藏根委員 現場の先生方を育てるということですか。
- 総務課長 実際には、幼児教育班でリードして行っています。
- 藏根委員 そういうところの連携はスムーズに行うと良いと思います。この前、教育センターで研究発表を聞きましたが、そこを明確していくと良いと思いました。
- 総務課長 はい、わかりました。

### 【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

### 【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則についての説明を行った。

### 【質疑等】

- 藏根委員 確認です。キャリア教育について、キャリアパスポートという文言がないので、それについて教育センターはどのように研究対象にしていますか。
- 県立学校教育課長 29ページ(3)教科研修班の下線部で、「総合的な学習の時間、総合的な探求の時間及び特別活動」というところにキャリア教育が入っていると思います。キャリア教育は教科及び教育活動全体を通してということなので、文言的にはどこというのは言えないです。

- 藏根委員 文言は入れにくいですよね。ただ、キャリア教育は大事ですから、文言が見えたほうが意識しているなと思います。キャリア教育の重要性をどういうふうに明記するのか、今後の課題だと思います。教育課程全体なのはわかりますが。
- 県立学校教育課長 特別活動を要として、この辺りの文言に入ってくると思います。
- 藏根委員 わかりました。新しいキーワードでキャリアパスポートもあります。
- 上原委員 今のキャリア教育の件は、文言では特別活動を主としてやっていくと思いますが、職員一人ひとりの分掌事務としてはどうなっていますか。例えば、特別活動の担当の指導主事や研究主事が担うといったことを、内部で工夫していくということで理解して宜しいでしょうか。
- 県立学校教育課長 はい。それで良いと思います。

#### 【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 学校職員の人事について（非公開）

議案第4号 学校職員の人事について（非公開）

#### (9) その他

特になし

#### (10) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。